経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項 の規定による証明に関する申請書

令和○年○月○日

城陽市長 村田 正明 殿

住 所 城陽市〇〇〇 〇丁目〇-〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇 申請者氏名 〇〇 〇〇 (※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下 記のとおり申請します。

記

- 1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間 創業塾 令和○年○月○日~令和○年○月○日、個別相談 令和○年○月○日~令和○年○ 月〇日、e ラーニング 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日
- 2. 設立する会社の商号(屋号)・本店所在地
- ・商号 (屋号)

株式会社 〇〇〇〇

- 本店所在地
 - 城陽市○○○ ○丁目○-○
- 3. 設立する会社の資本金の額 ○○○万円 (会社の場合)
- 4. 事業の業種、内容 サービス業、飲食業、理美容業など
- 5. 事業の開始時期 令和○年○月○日

本申請書の提出のほか

- (1)創業塾における「経営、財務、人材 育成、販路開拓」のスキルが身につく 講義の受講証明
- (2)城陽商工会議所が定例で毎月開催 する中小企業診断士等による専門家個 別相談 又は 京都信用保証協会山城支 所が実施する中小企業診断士等を活用 した創業バリューアップサポートを3 回受講した証明

上記2つの証明書の添付が必要です。



(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人 かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項



特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

- 1. 会社*1設立時の登録免許税の減免について
- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録 免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社 法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必 要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があり ます。
 - ※1 株式会社又は合同会社を指します。
 - ※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)されます。
- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市(町村)が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。
- 2. 創業関連保証の特例について
- (1)無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市(町村)が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、 創業関連保証の特例を活用することができます。
- 3. 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げに ついて
- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金 の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です(別途、審査 を受ける必要があります)。
- (2) 本市(町村)が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。